

子どもの権利委員会第 80 会期閉幕

2019/02/01

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 80 会期が閉幕した。今会期では、子どもの権利条約に基づくバーレーン、ベルギー、ギニア、イタリア、日本、シリアの報告書、子どもの売買・買売春・ポルノに関する選択議定書に基づくチェコの報告書の審査が行われた。各国に対する委員会の最終見解と勧告は、2月7日に委員会のホームページ

(https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/SessionDetails1.aspx?SessionID=1226&Lang=en)に掲載される予定である。会期中にはまた、個人通報に関する選択議定書に関わる4つのケースが検討され、前会期から引き続いて2020年の条約機関レビューに関わる活動も行われた。第81会期は5月13～31日に開催され、子どもの権利条約に基づくボツワナ、カーボヴェルデ、コートジボワール、マルタ、シンガポール、トンガの報告書、子どもの売買・買売春・ポルノに関する選択議定書に基づくスリランカの報告書が審査される予定である。

強制・非自発的失踪作業部会開催の予定

2019/02/08

国連人権高等弁務官事務所

強制・非自発的失踪作業部会が2月11～15日に開催される。この会期では、37カ国に関わる760以上のケースが検討される予定である。作業部会は、失踪者家族・各国当局・市民社会代表らと面談し、個別ケースと強制・非自発的失踪全般の状況について意見交換を行う。また、今後の活動と各国訪問などについて討議し、強制失踪宣言実施の障壁に関する申立てを検討する。さらに、ボスニア・ヘルツェゴヴィナのサラエボで今会期が開催されるのを機に、同国の関係当局と会談し、戦争犯罪の犠牲者に哀悼の意を表わす予定である。会合は非公開で行われる。作業部会は5名の独立の専門家から成り、現在の議長はカナダ出身、副議長は韓国出身、その他の委員はモロッコ、アルゼンチン、リトアニア出身である。

女性差別撤廃委員会開催の予定

2019/02/14

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会が2月18日～3月8日に開催される。この会期では、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、ボツワナ、コロンビア、エチオピア、セルビア、英国の女性の権利について検討が行われる。また、ミャンマーから提出された北部ラカイン州のロヒンギャ女性・少女の状況に関する報告書も検討される予定である。上記の国を含む女性差別撤廃条約の締約国(現在189カ国)は、条約の実施状況について審査を受けることになっている。委員会は各国の代表と討議をし、NGOや国内人権機関から意見を聞く。委員会の最終見解・勧告は3月11日に公表される予定である。条約遵守を監視する女性差別撤廃委員会は、世界中から選出された23名の人権専門家から成り、彼らは各国の代表としてではなく個人の資格で委員を務める。委員会の最終見解は、各国の条約上の義務の遵守を独立に評価するものである。

人権理事会諮問委員会開催の予定

2019/02/14

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会諮問委員会第 22 会期が 2 月 18～22 日に開催される。この会期では前会期に引き続き、テロが人権享受にもたらす悪影響、ハゲタカファンドの活動と人権への影響、不正資金の未返還、人権享受への開発の寄与、「持続可能な開発目標」の枠内における国内政策と人権、ダーバン宣言・行動計画の包括的实施・フォローアップに関するグローバル・コール、人権の促進・保護において相互利益となる協力の促進のための技術支援・能力構築の役割について討議が行われる。また、開発の権利に関する法的拘束力のある文書の起草グループが設置される予定である。2008 年に設立された諮問委員会は人権理事会のシンクタンクとして、人権理事会の要請に従って調査・助言を行う。18 名の委員会から成り、小畑郁さんも委員を務めている。

社会権規約委員会開催の予定

2019/02/15

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会が2月18日～3月8日に開催される。この会期では、ブルガリア、カメルーン、エストニア、カザフスタン、モーリシャスについて検討が行われる。これらの国を含む社会権規約の締約国(現在 169 カ国)は、委員会から定期的な審査を受けなければならない。委員会はNGOや国内人権機関からも意見を聞く。公開の会合の様子はインターネット配信される予定である(<http://webtv.un.org/>)。今会期のハッシュタグは#CESCR65。上記の国に関する委員会の最終見解は3月11日に公表される予定である。規約遵守を監視する社会権規約委員会は、世界中から選出された18名の人権専門家から成り、彼らは各国の代表としてではなく個人の資格で委員を務める。委員会の最終見解は各国の規約上の義務の遵守を独立に評価するものである。

社会権規約委員会第 65 会期開幕

2019/02/18

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会第 65 会期が開幕した。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、国連総会決議 68/268 の実施と 2020 レビューについて、各国政府その他の関係者からの情報提供を 3 月 1 日まで求めていると述べた。また、2020 年 1 月に国連総会に提出予定の事務総長の条約機関制度に関する報告書では、急増する個人通報に対して現在の予算配分の方法では対処が難しいこと、通報・調査・緊急行動・フォローアップ・簡素化された報告手続などに対する予算が不十分なことなどが取り上げられるであろうと述べた。さらに、今年 7 月に開催される持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムでは、「人々のエンパワーと包摂・平等の確保」がテーマとされ、持続可能な開発目標の 6 つ(質の高い教育、人間らしい雇用と経済成長、不平等の是正、気候変動への対策、平和・司法・強靱な制度、グローバル・パートナーシップ)の実施が検討されると説明した。

女性差別撤廃委員会第 72 会期開幕

2019/02/18

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 72 会期が開幕した。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、今年は女性差別撤廃条約採択 40 周年に当たり、委員らに対して女性・少女の不平等の悪循環を断つべく活動を継続するよう求めた。また、委員会は国際移住における女性・少女の人身取引に関する新たな一般勧告の作成を進めているが、昨年採択された、安全で秩序ある正規移住に関するグローバル・コンパクトや女性・少女に対するあらゆる形態の暴力の防止・撲滅に向けた努力の強化に関する国連総会決議が参考になるであろうと述べた。委員長からは、条約と選択議定書の締約国はそれぞれ 189 カ国、109 カ国、委員会の会合期間に関する条約 20 条 1 項の改正を受諾した国は 74 カ国であることが報告された。続いて委員会役員として、委員長にガーナの委員、副委員長にネパール、ペルー、フランスの委員が選出された。さらに、秋月弘子さんを含む 6 名の新委員が宣誓を行った。

人権理事会開催の予定

2019/02/21

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第40会期が2月25日～3月22日に開催される。今会期では3日間のハイレベル・セグメントが行われ、90以上の政府、国際・地域機関の高官が発言し、多国間主義における人権の主流化や、死刑についてハイレベル討議が行われる。続いて、35以上の人権専門家・グループ・機関から提出された広範な問題に関する120を超える報告書が検討される。また、シリア、ミャンマー、エリトリア、ブルンジ、南スーダン、イラン、北朝鮮、パレスチナ、コンゴ民主共和国、マリ、ウクライナ、中央アフリカ、リビア、アフガニスタンの人権状況が討議される。さらに、人権の促進・保護、理事会が注視すべき人権状況、人権機関・制度、普遍的定期審査制度、パレスチナなどの人権状況、ウィーン宣言・行動計画のフォローアップ・実施、人種主義と人種差別、技術支援・能力構築などについて一般討論が行われる。人権理事会は日本を含む47カ国で構成されている。

人権理事会諮問委員会第 22 会期閉幕

2019/02/22

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会諮問委員会第 22 会期が閉幕した。会期の始めに今年度の役員が選出され、副委員長の一人に小畑郁さんが選出された。今会期では以下の事項が決定された。ハゲタカファンドの活動と人権への影響、人権享受への開発の寄与にする最終報告書案を採択、人権理事会第 41 会期(2019 年 6 月)に提出。不正資金の未返還が人権に及ぼす悪影響、テロが人権享受に及ぼす悪影響に関する起草グループが報告書案を作成。国内政策と人権に関する討議を会期間に継続、などである。さらに、人種主義の完全撤廃の具体的行動のためのグローバル・コールに関して、各国政府その他の関係者に対して、人種平等の評価の適切な方法に関する情報を 4 月 30 日までに提出するよう求めることになった。また、開発の権利に関する法的拘束力のある文書の起草グループも設置された。第 23 会期は 7 月 22～26 日に開催される予定である。

女性差別撤廃委員会 国際移住における人身取引に関する討議

2019/02/22

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会では、国際移住における女性・少女の人身取引に関する一般討議が行われた。委員長は、この問題に関して様々な関係者から 111 件を超える文書や情報を受けており、今回の討議はこの問題に関する一般勧告を作成する上で重要な 1 歩になると述べた。人権高等弁務官事務所の代表は、人身取引の被害者の 70% が女性・少女であり、2016 年には被害女性の 83%、少女の 72% が性的搾取目的で人身取引されていると説明した。この問題に関する作業部会議長を務める委員は、人身取引はジェンダーに基づく犯罪であり、一般勧告は犯罪の定義と対処に女性の権利の側面を与えることになると述べた。国連薬物犯罪事務所の代表は、委員会に対して、一般勧告が潜在的被害者の早期発見と支援への早期アクセスを強化し、司法的措置の強化や、人身取引業者のビジネスの解体によって加害者の不処罰に対処できるものとするよう求めた。

人権理事会第 40 会期開幕

2019/02/25

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 40 会期が開幕した。人権理事会議長は開会の挨拶で、後発開発途上国・小島嶼国 7 カ国の代表が参加することを歓迎するとともに、すべての国は国連に協力する人々・グループに対する脅迫・報復行為を防止するよう求めた。国連事務総長は、市民の活動範囲が縮小し、過去 3 年間に 1,000 人を超える人権擁護活動家・ジャーナリストが殺害されていると指摘し、外国人排斥・人種主義・不寛容が高まっていること、「2030 アジェンダ」はすべての権利の実現のための最も明確な青写真であることに言及した。国連総会議長は、女性・少女はすべての国で差別と暴力を受け続け、男性と同様のレベルで政治に参加できていないこと、先住民族は最も排除され脆弱な立場にあること、障害者は他の人々と同様の機会を享受できないこと、富がごく少数者に集中していることを指摘し、「2030 アジェンダ」の目標を達成するには、不平等に対処しなければならないと訴えた。

人権理事会 ハイレベル・セグメント開始

2019/02/25

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、ハイレベル・セグメントが開始され、アフリカ連合のほか、チュニジア、イエメン、フィジー、コスタリカ、クロアチア、カタール、アイルランド、オーストラリア、ブラジル、カンボジア、カメルーン、ノルウェー、トルコの高官が発言した。アフリカ連合の議長は、人権の文化はアフリカ大陸で大いに発展したが、なお多くの課題があると述べた。チュニジアの大統領は、人権は不可分であり、女性のエンパワメントは社会の発展に必要であると述べた。カタールの外相は、人権理事会の協調努力を歓迎しつつも、理事会の目標を達成するにはさらなる努力が必要であると述べた。アイルランドの外相は、世界中で個人の人権が深刻かつ容認できない脅威にさらされており、国連での発言の機会と影響力を活かして人権問題を取り上げたいと述べた。ノルウェーの外相は、国連の各国に対する人権支援は資金不足を理由に縮小されてはならないと述べた。

人権理事会 人権高等弁務官が発言

2019/02/25

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第40会期の開幕にあたり、バチエレ人権高等弁務官が発言した。内容は以下のとおり。大統領などを務めた私の経験上、人々の利益と国家利益が深刻に相違することはほとんどなく、人々の福利を損なう政策によって国家利益が促進されることはありえない。人権に基づく政策は、あらゆる不平・紛争・不平等・苦悩・差別を防止する。社会正義を築く政策は、より強固な経済の発展、包括的な政治システム、教育・保健その他の基本的サービスのより良い枠組を促進し、信頼・協調・希望を培う。人権について良い結果を得るには、多くの問題の均衡を図る必要があるが、これはすべての国ができることであり、唯一必要なのは勇気と展望である。指導者が先見の明をもって人権に基づく政策の利点を理解し、そうした政策を進める政治的意思をもつならば、我々は実際的な支援を提供したい。我々の技術協力プログラムと政策的助言が強力な効果を発揮するはずである。

人権理事会 ハイレベル・セグメントで 18 名の高官が発言

2019/02/25

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、デンマーク、赤道ギニア、バチカン市国、チェコ、ジョージア、アンドラ、モロッコ、ウルグアイ、韓国、アイスランド、モルディブ、モンテネグロ、ロシア、カザフスタン、アルゼンチン、ハンガリー、南アフリカ、英国の高官が発言し、世界中の人権侵害、人権の尊重の低下、人権促進における理事会の役割、多国主義が直面する課題、これらの問題に協力して対処すべき各国政府の責任などに言及した。韓国の外相は、去年は世界人権宣言 70 周年であったが、今なお世界の多数の地で差別・不平等・周縁化・不正義が非常に多く存在していると述べた。カザフスタンの副外相は、国際平和・安全保障の維持における女性・若者のエンパワメントを重視していると述べた。英国の外相は、英国が重点的に取り組んでいる基本的人権は、メディアの自由、ジャーナリストの保護、宗教・信念の自由、紛争における性暴力の防止であると説明した。

人権理事会 多国主義を踏まえた人権の主流化に関するパネル

2019/02/25

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、多国主義を踏まえた人権の主流化に関するハイレベル・パネルが行われた。第73回国連総会議長は、多国主義は世界が今日直面する多くの危機に対する唯一の回答であること、人権実現のための枠組は「2030 アジェンダ」の実現のために重要であることなどに言及した。人権高等弁務官事務所の代表は、この討議では、いかにして人権によって多国主義を強化するか、いかにして国連制度を多国的なプロセスの支援に組み入れるかが問題にされると述べた。ILOの代表は、平等に対する脅威が人口問題や移住・気候変動・テクノロジーの問題のために高まっていると述べた。防災担当国連事務総長特別代表兼国際防災戦略事務局代表を務める水鳥真美さんは、不平等と差別は災害発生時に露わになり、危機・気候変動・人権侵害が交差する時には最も顕著であること、気候変動による強制移住は人身取引・虐待・嫌がらせの危険性を増大させることを訴えた。

人権理事会 死刑に関するハイレベル・パネル

2019/02/26

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、死刑に関するハイレベル・パネルが行われた。バチエレ人権高等弁務官は、死刑囚の圧倒的多数は貧困者、経済的弱者、民族的マイノリティ、精神的・知的障がい者、外国人、先住民、その他の周縁化されている人々であると述べた。ベルギーの外相は、貧困者は法的手段に資金的理由でアクセスできないなど、貧困と死刑はリンクしていると述べた。自由権規約委員会委員長は、生命の権利に関する一般的意見第36号で死刑は生命の権利の完全な尊重と合致しえないとしていると説明した。その他の発言者は、死刑・拷問の廃止は人の尊厳を高め、人権を促進すること、死刑は人権侵害であることなどを主張した。また、2018年12月の死刑の執行猶予に関する国連総会決議が称賛されたが、それでもなお世界中で死刑が存続していると指摘された。一方、各国政府には刑事司法制度を選択する権利があるという意見もあった。

人権理事会 ハイレベル・セグメントで17名の高官が発言

2019/02/26

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、ベルギー、ルクセンブルク、スロバキア、アルジェリア、オランダ、パキスタン、スペイン、ポーランド、バハマ、ブルキナファソ、アゼルバイジャン、タンザニア、アンゴラ、リビア、スロベニア、ポルトガルの高官、ポルトガル語諸国共同体の代表が発言し、市民社会の活動範囲の縮小、世界中での人権侵害を取り上げ、普遍的権利を保護する国際社会と各国政府の責任を強調した。ルクセンブルクの外相は、人権擁護活動家に対する攻撃、ヘイトスピーチ・権威主義の高まりに懸念を示し、移住者を含めてすべての人々を保護することは国際社会の責務であると述べた。スペインの外相は、ジェンダー平等、新テクノロジー、気候変動、外国人排斥・熱狂的愛国主義・ポピュリズム・排他的ナショナリズムなどの増加に言及した。ブルキナファソの人権大臣は、暴力的過激主義、テロ、安全保障に懸念を示した。

人権理事会 ハイレベル・セグメントで日本政府代表も発言

2019/02/26

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、日本を含む政府・国際機関の高官 22 名が発言し、世界中の人権と多国間秩序の悪化、人権強化ための国際努力、理事会の強化の方法などに言及した。日本の辻清人外務政務官は次のように述べた。自由・民主主義・人権・法の支配・国際法の尊重に基づいた国際秩序は様々な挑戦に直面している。国連は国際秩序を守り維持する上で重要な役割を担っているが、国連が効率的に機能するために、その他すべての関係者の協調した活動が必要である。日本は、アジア太平洋の人権の保護に積極的に取り組んできた。同地域は目覚ましい経済発展を遂げたが、民主化では多くの課題を抱えている。日本はまた、「持続可能な開発目標」の達成を通じて「誰一人取り残さない」社会を実現するために努力している。さらに日本は、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所に対する最大のドナーの一つであり、アジアで最初の第三国定住難民の受入れ国である。

人権理事会 ハイレベル・セグメントで17名の高官が発言

2019/02/27

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、ナミビア、ジンバブエ、モザンビーク、バーレーン、コロンビア、キプロス、ウクライナ、ブルガリア、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、リトアニア、フィンランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、キューバ、ベネズエラ、ルーマニア、アルバニアの高官が発言し、人権侵害への効果的対応における理事会の重要性、国連の3つの基本的柱(人権・平和・安全)と開発の相互関連性などを指摘し、国際協力への信頼の低下、多国主義の弱体化、その他世界中が直面している様々な課題に懸念を示した。モザンビークの司法相は、理事会は各国政府間の真の対話と協力を通じて、国際社会が人権侵害に効果的に対応する共同責任を果たすことができる場であると述べた。ルーマニアの欧州問題担当相は、教育・訓練・労働への出資によって、意思決定過程への若者の参加が促進されるよう期待していると述べた。

人権理事会 ハイレベル・セグメント終了

2019/02/27

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、南スーダン、ウズベキスタン、ブルンジ、チリ、フィリピン、ニカラグア、米州人権委員会の高官が発言し、これをもってハイレベル・セグメントは終了した。続いて行われた一般セグメントで発言者は、法の支配は人権の要求と人権に対する責任の乖離を埋めるために不可欠であり、憲法・法律による保護制度を通じて人権を機能させることに言及した。また、人権理事会が個人の生活に真の具体的な影響を及ぼすためには、あらゆる手段-対話・協力・監視・早期警告-を活用する必要があるとの主張があった。さらに、今日の世界の主な問題-経済的・社会的不平等、暴力的紛争、気候変動-は、人権と法の支配の失敗の表れであること、人権理事会は指導的役割を維持・強化し、各国政府による法の支配の尊重・強化のために一層努力しなければならないとの指摘もあった。加えて、国内人権機関の役割の重要性にも言及があった。

人権理事会 食糧の権利、対外債務の人権への影響を討議

2019/02/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、食糧の権利に関する特別報告者が発言し、漁業従事者は食糧の権利の実現、世界の人々の栄養摂取に寄与しているにも関わらず、最貧層に属していると述べた。対外債務が人権享受に及ぼす影響に関する独立専門家も発言し、経済改革の人権影響評価の指導原則を提示し、指導原則は経済危機対策が人権への配慮を欠いているために作成されることになったと説明した。食糧の権利に関する討議で発言者は、世界中で魚の需要が高まる中で漁業従事者は大きな役割を果たしているにも関わらず、彼らの労働条件と収入が公共政策で軽視されがちであるのは遺憾だと述べた。対外債務が人権享受に及ぼす影響に関する討議で発言者は、対外債務と低い経済成長率はリンクしており、国際金融機関が GDP を唯一の基準として融資条件を決定していることを懸念していると述べた。

人権理事会 人権擁護活動家、拷問を討議

2019/02/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、人権擁護活動家の状況に関する特別報告者が発言し、ホンジュラスのベルタ・カサレスさんをはじめ殺害されたすべての女性人権擁護活動家に敬意を表し、政府が彼女らの活動を評価していたならば、こうした殺害は避けられたと述べた。拷問・虐待に関する特別報告者も発言し、発展途上国・先進国の双方で腐敗が拡大しており、腐敗と拷問は密接に関連すると述べた。人権擁護活動家に関する討議で発言者は、女性人権擁護活動家への威嚇を懸念し、ジェンダー・ステレオタイプや否定的社会規範への対策、人権擁護活動家への支援の方法などを取り上げ、特に環境に関する人権擁護活動家が脅威にさらされていると指摘した。拷問に関する討議で発言者は、拷問と腐敗が関連する場合、政府はいかにして弱者を保護することができるか、拷問実行者の不処罰をなくすために政府は何ができるかなどを論じた。

人権理事会 食糧の権利に関する専門家が発言

2019/02/28

国連人権高等弁務官事務所

食糧の権利に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。世界の1億2,000万人の漁業従事者のほとんどが危険な労働条件の下で1日20時間働いているが、生活賃金を得られていない。漁業分野では毎年約2万4,000人の労働者が死亡し、それ以上の人々が重傷を追い、養魚場の労働者は有毒化学物質にさらされ深刻な健康問題を抱えている。しかし、彼らは多くの場合非正規で働いているために、国の労働保護や社会保護を受けられず、貧困状態に陥っている。漁業分野では女性や子どもも過酷な条件、低賃金で働いており、虐待や労働搾取が拡大している。移住者は人身取引され、漁船での労働を強いられている。各国政府に対して、漁業従事者の食糧の権利を尊重・保護・実現する法的義務を遵守するよう求める。彼らに対する法的保護・労働監督を強化し、虐待の申立てを適切に調査し、被害者への救済を確保すべきである。

人権理事会 人権擁護活動家に関する専門家が発言

2019/02/28

国連人権高等弁務官事務所

人権擁護活動家の状況に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。人権に対するバックラッシュが生じる政治情勢の中、女性人権擁護活動家が真っ先に攻撃を受けている。近年政治指導者による女性蔑視・性差別・同性愛嫌悪の発言が増えており、それとともに女性人権擁護活動家に対する暴力が常態化している。政府に代わって活動する者たちが彼女らとその家族に対する攻撃に関与している場合もある。敵意はメディア、社会運動団体、自身のコミュニティ、家族からも向けられる。女性人権擁護活動家がジェンダー・ステレオタイプのために一層の脅威にさらされていることは明白である。彼女らは女性であるがために、また活動だけを理由に攻撃を受けている。各国政府と国際機関は、女性人権擁護活動家の特有の苦難とリスクを認識し、彼女らが理解・支援され、人権の促進・保護の活動に平等かつ力強く有意義に参加できるよう確保すべきである。

自由権規約委員会開催の予定

2019/02/28

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会が3月4～29日に開催される。この会期では、アンゴラ、エリトリア、エストニア、ニジェール、セントビンセント・グレナディーン、ベトナムの状況が審査される。公開の会合はインターネット配信される (<http://webtv.un.org/>)。ハッシュタグは#CCPR125である。委員会の最終見解は3月28日に公表される予定である。上記の国を含む自由権規約の締約国(現在 172 カ国)は、定期的に自由権規約委員会の審査を受けなければならない。委員会はNGOや国内人権機関からも意見を聞く。委員会は自由権規約締約国の規約遵守を監視する機関であり、18名の委員から成る。彼らは世界中から選出された人権専門家であり、国の代表としてではなく、個人の資格で委員を務める。